○九州地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	福津市上西郷字シンヤシキ五七七番一から同市字竹尾九二八番六まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十日

○九州地方整備局告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年九州地方整備局告示第二十五号熊本都市計画都市高速鉄道事業九州旅客鉄道鹿児島本線及び九州旅客鉄道豊肥本線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十日

北海道開発局長　岡部　和憲

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三百三十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道紋別郡遠軽町白滝三〇六番地先から同町白滝九四二番四地先まで	前	二三・四メートル～二五・六メートル
	後	一二・五メートル～二六・九三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号及び二百三十九号	紋別市小向三九五番一から同市小向三九八番まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年八月二十日

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　鹿村謙太郎

警務部長参事近藤博人海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（八月十六日）

（庶務部長）衆議院参事　鹿村謙太郎

国際部長参事新美潤海外出張不在中同部長事務代理を命ずる

議事部副部長秘書課長事務取扱参事築山信彦海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（八月十七日）

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理解職

国務大臣　石原　伸晃

農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月十五日）

（東京地方裁判所判事）判事　香川　徹也

（同）同　中丸　隆

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（八月十六日）

○国土交通大臣臨時代理解職

国務大臣　谷垣　禎一

国土交通大臣太田昭宏帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

上垣　猛

簡易裁判所判事に任命する（以上八月十七日）

内閣府特命担当大臣　茂木　敏充

原子力損害賠償・廃炉等支援機構を担当させる

（復興庁福島復興局長）復興事務官　丸山　淑夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（外務省領事局海外法人安全課長）外務事務官　平松　武

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

（警察大学校交通教養部長）警視長　福田　守雄

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　星野　芳隆

外務省に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））同　齊藤　寛

警察庁に出向させる

簡易裁判所判事に任命する

（神戸地方裁判所判事）判事　小林　正

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）判事　西川知一郎

簡易裁判所判事に任命する

（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事・尼崎簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　本多　俊雄

兼官を免ずる（以上八月十八日）

法務省

（在英国日本国大使館一等書記官）外務事務官　片山　真人

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる（八月十四日）

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（八月二十日）